

## 参考資料 東日本大震災に関連する取組

2011年3月11日に発生した東日本大震災に関連する取組については次のとおりです。

### ■節電関係

東日本大震災の発生以降、安全・安心な市民生活や安定的な経済活動を確保するとともに、行政サービスを安定的に提供しながら、計画停電を回避するため、市民・事業者・行政が一体となった節電の取組を行うとともに、市役所は自ら率先した節電行動を行ってまいりました。

また、具体的効果的な取組をまとめたりーフレットによる市民・市内事業者への啓発とともに、市民に対しては、住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、蓄電システム、雨水貯留槽の設置補助の実施、市内事業者に対してはエコ化支援事業などを行い、取組の支援を行いました。さらに、節電・省エネ等 CO<sub>2</sub> 削減に貢献する優れた取組を表彰し、広げていくための「スマートライフスタイル大賞」を実施しました。

年間を通じて節電に取り組むことで、節電型のライフスタイルや、事業活動モデルを一層定着させ、地球温暖化対策にも繋げていくことを目指し、今後も取り組んでまいります。

### ■放射線関係

東日本大震災に伴う放射性物質による環境への影響に対する市民の不安解消を図り、安全・安心な市民生活を確保するために、2015年度においても継続して取組を進めてきました。主な取組は以下のとおりです。

#### ● 放射性物質安全対策指針について

全般的な取組を推進するために、2012年11月に「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」を策定しました。本指針では、本市における放射線に係る監視・測定、評価の目安を超えた場合の対応、情報の収集・発信等の安全対策を継続的に実施するための基本事項を定めています。今後も本指針に基づき、本市の実情に即した取組を進めてまいります。

※ 従前、放射性物質については、環境法令の適用が除外されていましたが、福島第一原発事故を踏まえ2012年6月に環境基本法が改正され、2013年6月には大気汚染防止法、水質汚濁防止法、環境影響評価法が改正されました。今後も放射性物質汚染対処特措法などの関係法令が改正される見込みであり、本市の取組においては、こうした法改正も視野に入れながら適切に対応してまいります。

#### ● 放射性物質が検出された焼却灰等の安全な処分等について

これまで、放射性物質が検出されたごみ焼却灰や下水汚泥焼却灰については、安全対策を講じた上で、浮島1期埋立地内に保管していましたが、ごみ焼却灰については、本市唯一の管理型処分場が水面埋立という特殊性があることから、水への溶出抑制対策などの安全対策を行うことにより、2013年4月から新たに発生する灰について埋立を再開しました。下水汚泥焼却灰（新規灰）については、水中での放射性セシウムの溶出を高めずに、焼却灰を粒状化して沈降性を改善する安全対策を施した上で、2016年4月以降新たに発生する下水汚泥焼却灰について試験的埋立てを開始しています。

引き続き、保管している焼却灰等については、安全な処分等に向けて、専門家等の知見をいただきながら、検討を進めてまいりますが、ごみ焼却灰（保管灰）については、安全な埋立処分に向け、2016年度に処理現場での実証試験を実施しています。

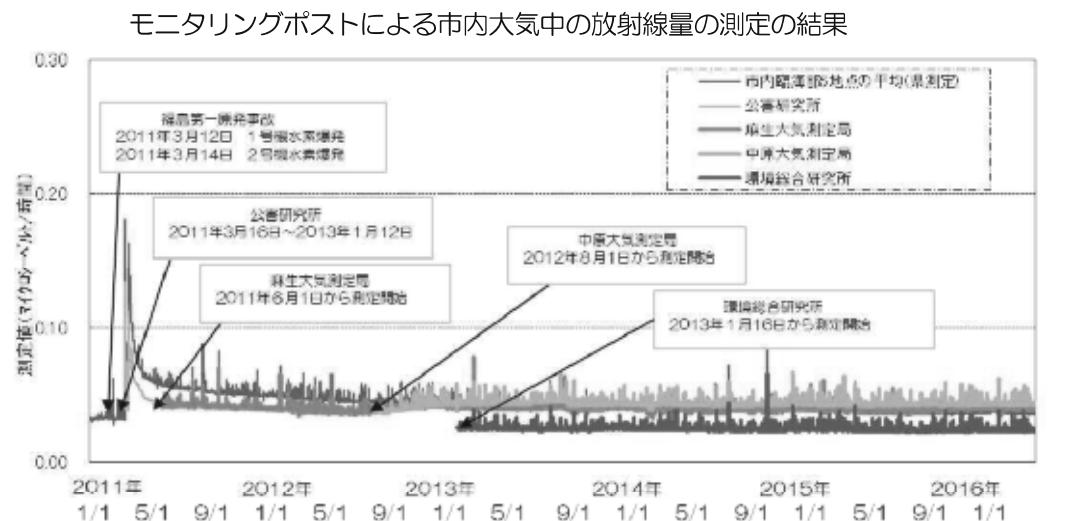
#### ● 放射線（放射性物質）の測定について

本市では、福島原発事故以降、本指針に基づき環境、食品等の測定（検査）を実施しています。

## 1 一般環境中の大気、水質及び土壤

### (1) 空間放射線量

ア 2011年3月15日から市南部（川崎区田島「公害研究所」）、同年6月から市北部（麻生区百合丘「麻生大気測定局」）、翌2012年8月から市中部（中原区小杉町「中原大気測定局」）にモニタリングポストを設置して大気中の放射線量（ガンマ線）の常時測定を実施しています。いずれの地点も、国が定めた一般公衆の線量限度（年間1ミリシーベルト）をもとに本市が目安として定めた毎時0.19マイクロシーベルトを下回っています。



なお、2013年1月に公害研究所（川崎区田島町）が環境総合研究所（川崎区殿町）へ移転するにあたり、市南部の測定地点を公害研究所から環境総合研究所に変更しました。

イ 月に1回の頻度で、上記のモニタリングポスト設置地点で地表面付近の放射線量（ガンマ線）の測定を実施しており、2015年度の結果は、次のとおりです。

2015年度 地表面付近の空間放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時間

		地表面からの高さ (100cm・50cm・5cm)	測定期間
市南部 (環境総合研究所)	(土・草地)	0.04～0.05	2015年4月～2016年3月
	(アスファルト)	0.04～0.06	
市中部 (中原大気測定局)	(アスファルト)	0.04～0.07	2015年4月～2016年3月
市北部 (麻生大気測定局)	(土・草地)	0.05～0.06	2015年4月～2016年3月

ウ 2011年6月（第1回）及び10～11月（第2回）に、市施設等（市内の学校、保育園・幼稚園、公園）447施設を対象に、地表面付近（地上5cm～100cm）の空間放射線量の測定を実施し、面的な広がりをもった校庭、砂場においては、いずれも市の目安である0.19マイクロシーベルト／時間以下を確認しました。また、2回目の調査では、雨どいの下など局所的に放射線量が高い可能性がある場所においても測定を行い、その結果、市の目安を超過した場所については、土壤の除去等により放射線量の低減措置を講じ、目安値を下回ったことを確認しています。

※ 上記ア、イの測定値は、マイクロシーベルト/時間で測定した値をマイクロシーベルト/時間に換算して標記しています。

## (2) 河川水、海水、地下水及び土壤の放射性物質の測定

川崎港(川崎航路)の海水について、2011年5月13日から隔週で放射性物質(放射性セシウム)の測定を行っており、2015年度においても、測定結果はいずれも不検出でした。

さらに、2012年度からは、年2回の頻度で河川水、地下水及び土壤の測定を行うとともに、海水の調査地点を拡充しており、その結果は次のとおりです。

### 2015年度 河川水、海水、地下水及び土壤の放射性物質の測定結果

単位：ベクレル/L(河川水、海水及び地下水)、ベクレル/kg(土壤)

区分	測定地点	夏季	冬季
河川水	多摩川・多摩水道橋、多摩川・六郷橋 三沢川・一の橋、登戸排水路 二ヶ領本川・堰前橋 平瀬川・平瀬橋(人道橋) 六ヶ村堀下水路、宮内下水路 二ヶ領用水円筒分水下流・今井仲橋 麻生川・耕地橋、真福寺川・水道橋前 矢上川・矢上川橋	不検出(O. 57未満)	不検出(O. 56未満)
海水	浮島沖、東扇島沖、扇島沖	不検出(O. 50未満)	不検出(O. 54未満)
地下水	南河原こども文化センター 久本薬医門公園、稻田公園	不検出(O. 54未満)	不検出(O. 50未満)
土壤	幸スポーツセンター 中原区役所中庭、麻生区役所中庭	75~226	75~183

(注) セシウム134、セシウム137の合計

## 2 水道水等

原子力発電所の事故に伴う水道水等に関する放射能検査については次のとおりです。

- (1) 2011年3月15日から11月8日にかけて、浄水場の原水及び配水池水等について全アルファ線、全ベータ線の測定を実施
- (2) 2011年3月22日から2012年3月31日にかけて、浄水場の配水池水等について放射性ヨウ素、放射性セシウムの測定を実施
- (3) 2011年4月27日から2012年3月27日にかけて、浄水場の浄水発生土について放射性ヨウ素、放射性セシウムの測定を実施
- (4) 水道水中の放射性物質に係る管理目標値が設定されたことに伴い、2012年4月2日から浄水場の原水及び配水池水について、放射性セシウムの測定を実施(2015年度の測定結果は、いずれもすべて不検出(1.0Bq/kg未満)でした。)
- (5) 2012年4月3日から、浄水場の浄水発生土について放射性セシウムの測定を実施(2015年度の測定結果は、生田浄水場が37~90Bq/kg、長沢浄水場が不検出(10未満)~15Bq/kgでした。)

## 3 食品等

市内産農産物、川崎港に生息する魚介類、市内流通食品及び学校給食について検査を実施しており、2015年度の検査結果は、すべて不検出又は食品衛生法で定める基準値(一般食品:100ベクレル/kg、牛乳及び乳児用食品:50ベクレル/kg)を大幅に下回っていました。

### ● 局所的な汚染箇所への対応について

#### 1 放射線測定器の貸出し

本市では、身近な生活環境における放射線の不安解消を図ることを目的に、2012年3月から市民の方々に放射線測定器の貸出しを行っています。2013年8月から土曜日、日曜日及び祝日を挟んでの利用が可能(年末年始を除く)となるよう貸出単位を変更しました。

2015年度の実績等は次のとおりです。

- (1)貸出し単位 2013年7月末まで：平日の1日単位  
2013年8月1日～：区役所における2開庁日以内
- (2)貸出し対象 市内在住の個人及び町内会、自治会、商店街等の団体など
- (3)貸出し台数 各区各3台
- (4)貸出し実績(2015年度) 51件 (2015年度末までの累計 延べ1,028件)

## 2 市施設等における局所的汚染箇所への対応

本市では、市の公共施設（学校、公園、道路等）において放射線量が高い箇所（いわゆるホットスポット）に迅速に対応するため、国が定めた一般公衆の線量限度（年間1ミリシーベルト）をもとに、次の3段階による目安値を設定して放射線量の低減措置を実施しています。

- (1)毎時1マイクロシーベルト以上の場合  
→立入禁止措置等により線源除去及び除去物の保管並びに核種分析の実施
- (2)毎時0.38を超える1マイクロシーベルト未満の場合  
→線源除去及び除去物の保管
- (3)毎時0.19を超える0.38マイクロシーベルト以下の場合  
→(2)の措置又は埋め戻し、洗浄等

2015年度末までに放射線量の低減措置を講じた件数は、46件です。

(このうち、市民からの通報によるもの：28件、市の調査<sup>\*</sup>によるもの：18件)

\* 上記「放射線（放射性物質）の測定」の「1 一般環境中の大気、水質及び土壤 (1)空間放射線量 ウ」を参照

## ● 庁内検討会議（東日本大震災対策本部会議等）について

東日本大震災の影響による市内の放射性物質への対応に取り組み、市民の安全・安心を確保するため、2011年9月に東日本大震災対策本部会議の中に放射性物質対策検討特別部会を設置し、放射性物質が検出された焼却灰の安全な処分に向けた取組などについて検討を行い、当該対策本部会議において取組を進めました。

2012年度末に東日本大震災対策本部体制が解除されたことに伴い、2013年度以降は危機管理推進会議新たに放射線安全対策推進特別会議を設置し、継続的に全庁的な放射線安全対策を推進してまいります。

## ■被災者支援関係

川崎市内に避難している被災者への支援として、「リサイクル自転車（放置自転車）」を2011年度から2015年度に延べ152台提供いたしました。